

宗像都市計画地区計画の決定

都市計画自由ヶ丘平原地区地区計画を次のように決定する。

名	称	自由ヶ丘平原地区地区計画
位	置	宗像市自由ヶ丘字豆ヶ浦、平原の一部
面	積	約0.6ha
地区計画の目標		<p>本地区はJR赤間駅の南約1.2kmに位置し、緑あふれる良好な住宅地が形成され、閑静な住環境が保たれてきた地区である。</p> <p>良好な住環境を維持及び保全するとともに、日照等による住環境の悪化を防止し、みどり豊かな落ち着きと潤いのある住宅市街地の形成を目的とする。</p>
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>現行の土地利用を基本としつつ、地区の特性に応じた土地利用を図る。閑静で落ち着きがあり、中層住宅と戸建住宅が調和した良好な住環境が整った住宅市街地の形成を目指す。</p>
	建築物等の整備方針	<p>土地利用方針に沿って良好な住環境を形成するために、「かき又はさくの構造の制限」を定めるとともに、中層住宅地区に「建築物の高さの最高限度」を設定する。</p>

地区整備計画	地区の区分	地区の名称	中層住宅地区	低層住宅地区
		地区の面積	約0.3ha	約0.3ha
	建築物等に関する事項	建築物の高さの最高限度	13m	—
かき又はさく の構造の制限		かき又はさくを設置する場合は、原則として生垣又は透視可能な材料（高さが60cm以下の部分はこの限りではない）で作られたものとする。		
備考	<p>用語の意義及び算定方法については建築基準法及び同法施行令の例による。</p> <p>なお、この地区整備計画が決定された際、現に存する建築物又は建築工事中の建築物で、かつ、地区整備計画の高さの最高限度の規定に適合しない建築物の敷地内において、適合しない部分を増加させない範囲で行う増築、修繕又は模様替えについては、制限しない。</p>			

「区域は計画図表示のとおり」